

# 「第3次河南町地球温暖化対策実行計画」の概要

(河南町の事務・事業に係る温室効果ガス削減計画)

本町の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減に向けた取組方針を「第3次河南町地球温暖化対策実行計画」として策定し、地球温暖化対策の推進を図る。

## 1 計画の位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき策定。

## 2 対象範囲

本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設が対象。

## 3 主な内容

### (1) 計画の期間

平成27年度から平成32年度まで(6年間)

### (2) 計画の目標

平成32年度に、基準年度(平成26年度)比で6%以上削減する。

- ① 大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)で定める削減目標に準拠。
- ② 計画期間中は、基準年度の排出係数に固定。

### (3) 主な対策

- 昼休みの消灯、執務室の適温設定等執務室でのソフト面の省エネを実施する。
- 庁舎等の施設及び設備に関する取組
  - ・計画・設計の段階から施工、管理、修理、解体の各段階において環境配慮を徹底
- 本町の全ての事務及び事業における環境配慮
  - ・イベントや物品の調達等に環境配慮の視点をもって取組む

## 4 推進体制及び公表

- 推進委員会及び幹事会では、計画の策定、実施、点検及び見直しを行い、事務局は計画全体の進行管理を、各課等では推進員が計画を周知し、取組みを推進する。
- 削減目標の進捗状況は、毎年度評価を実施し、町ホームページにより毎年公表する。